

災害時における医療救護活動に関する協定書(医師会)

浦安市(以下「甲」という。)と一般社団法人浦安市医師会(以下「乙」という。)は、市域において、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第2条第1項に規定する災害が発生した場合(以下「大規模災害」という。)に、迅速な医療救護活動(以下「医療活動」という。)を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、浦安市地域防災計画及び浦安市災害医療救護対策マニュアル(以下「防災計画等」という。)に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護チームへの派遣及び指令)

第2条 甲は、防災計画等に基づく医療活動を実施する必要がある場合は、浦安市災害医療救護対策部を設置し、乙に対し、医療活動の協力要請をするものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、甲の指定する場所へ医療活動に従事する医師を派遣する。

3 浦安市災害医療救護対策部の指令により各救護所への救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療活動体制)

第3条 甲は、医療活動を行うために、防災計画等に基づき必要な次の措置を行うものとする。

- (1) 医療活動に係る連絡体制は、医療救護対策部長が行う。
- (2) 医療活動に要する医薬品及び医療資機材等は、甲が提供するものとする。
- (3) 甲は、災害に応じて順次、医療救護所を設置する。
- (4) 前3号のほか乙が医療活動を行うために必要な措置は適宜協議する。

(医療活動業務)

第4条 医療活動の業務内容は、浦安市災害医療救護対策マニュアルに基づき、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置や医療措置を実施
- (2) 広域医療機関への転送の要否確認(トリアージ)
- (3) 死亡の確認
- (4) その他上記以外に必要な業務

(費用負担)

第5条 第3条に規定する医療救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断した時は、甲において負担する。

(費用弁償、災害補償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療活動に従事する医師の日当の費用については、千葉県災害救助施行細則(昭和23年4月16日規則第19号)別表第二(第14条第1項)イに準じて甲、乙協議のうえ支払うものとする。

(2) 医療活動に従事する医師が遂行した乙の所持する医薬品を使用した場合、実費弁償費用とする。

(3) 医療活動に従事する医師が医療活動において負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場合は、甲が加入する保険で対応する。

(医事紛争の措置)

第7条 医療活動により、患者と医師との間に医事紛争が生じた場合は、一切の責任を甲が負うものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。

2 医療活動により、患者と医師の間に医療紛争が生じた場合は、甲と乙で速やかに協議のうえ甲は、誠意をもって適切な措置を講ずるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに甲、乙から意思表示のないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新したものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(廃止)

第10条 平成21年3月31日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、これを廃止する。

本協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通ずつ保有する。

平成31年4月18日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 浦安市猫実一丁目2番5号
一般社団法人 浦安市医師会
代表理事 熊川均

